

ふるさと保育士育成支援奨学生奨学金 要項

支援額	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業時に十勝管内の保育施設等に就職することを条件とし入学金から20,000円及び授業料に3/10を乗じた額を支援する。 ・希望する場合は、卒業後2年間音更町の保育施設等で勤務することを条件とし授業料に5/10を乗じた額を支援する <p>※民間事業者・施設等から授業料を対象にした給付・減免型の奨学金の交付を受ける場合は、授業料からその奨学金額を差し引いて3/10又は5/10を乗じた額を支援する。</p>
支援期間	2年間
申請資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学社会福祉科子ども福祉専攻への入学を強く希望する者で2年間学業に専念すること。 2. 卒業後、十勝管内の保育施設等に就職するもの。授業料5/10額の支援を受ける場合は、2年以上音更町の保育施設に勤務するものとする。 3. 本学の入学試験(総合型選抜(Ⅲ・Ⅳ期)、学校推薦型選抜(指定校・公募制)、一般選抜(Ⅰ～Ⅲ期)、大学入学共通テスト利用選抜及び特別選抜)のいずれかに出願すること。
採択人数	子ども福祉専攻 10名
申請期間	各入学試験区分の出願期間内(必着)。 提出書類を出願書類に同封すること。
提出書類	<p>ふるさと奨学生申請書【ふるさと奨学生 様式1】</p> <p>ふるさと奨学生誓約書【ふるさと奨学生 様式2】</p> <p>収入基準額資料 【ふるさと奨学生 様式3】</p> <p>収入基準額資料に係る添付書類(収入のわかる書類の写し等)</p>
審査方法他	<p>書類審査を行う、審査料は無料とする。</p> <p>各入学試験区分の合格通知と合わせて審査結果を通知する。</p>
認定の取り消し及び学費・諸経費の返還	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、認定を取消し、学費の支援の取り消しを行う <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請事由が虚偽であったことが判明した場合 (2) 退学、除籍又は懲戒の場合 (3) 本人が辞退した場合 (4) その他奨学生として適当ではないと判断された場合 2. 「ふるさと保育士奨学生」の認定を取り消した場合は、「ふるさと保育士奨学生」に対して、支援した学費の返還を求める 3. 卒業後、十勝管内の福祉施設等に就職しなかった「ふるさと保育士奨学生」に対して、支援した学費の返還を求める。5/10額の支援を受けたが、卒業後2年以上、音更町内の保育施設等に勤務しなかった者に対して、支援した学費の返還を求める。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民間事業者等から奨学金を受けている場合は、入学後に決定通知等の提出にて奨学金受給確認を行う 2. 採否判定は、入学試験の可否とは関係なくそれぞれ独立して行う 3. 5/10額の支援を受ける者については、卒業後2年間音更町の保育施設等に勤務しているかの在籍確認を行う。